

◎新潟県告示第69号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、胎内市の胎内川沿岸土地改良区の定款の変更を平成27年1月14日認可した。

平成27年1月23日

新潟県新発田地域振興局長